

園での薬の使用について

本園では、原則として、保育時間中に子どもに薬を飲ませることはできません。薬は、できるだけご家庭で飲むようにしてください。

慢性疾患等で、日常生活で常に薬を必要とし、やむをえず保育中の薬の使用が必要な場合（例えばアトピーの塗り薬の塗布・点眼薬の使用・ぜんそくのくすり服用の場合など）は、ご相談に応じます。この場合も事前に、主治医に園での薬の使用が必要かどうか確認の上、「病名・何のための薬か・医師からの指導内容・保管方法・使用時間・飲ませ方」などの必要事項を記入し、保護者の署名のある「薬使用依頼書」と、薬にはクラス名と氏名を明記し、必ず、養護教諭が担任へ預けていただきますようよろしくお願いします。

(早朝保育を利用の方は、用紙を記入の上、職員室にいる園長または教頭まで声をかけてください。内容を確認した上でお預かりします)

- 園に薬使用依頼する場合には、以下のことを守ってください。
- 1. 保護者の判断で持参した薬にはこども園では対応できません。必ず、主治医の指示に従ってください。
 - 2. 薬は、子どもを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。(症状により判断の必要な頓服・痛み止め・下痢止め・坐薬及び市販薬は園で預かり服用できません。)
*熱性けいれんの既往歴があるお子さんで、坐薬を園で保管する必要性を主治医から指示されている場合は、園にご相談ください。
 - 3. 医師が処方したくすりには必ず「薬使用依頼書」を添付してください。なお、医師からの具体的な指示書がある場合には、それも添付してください。
 - 4. 使用する薬は1回ずつに分けて、当日分のみご用意ください。ただし、アトピー性皮膚炎等の塗り薬に関しては、ご相談に応じます。
 - 5. 袋や容器にはお子さんのクラス・氏名を明記してください。

きりとり

薬使用依頼書

20 年 月 日 記入

依頼者（りす・いちご・ぶどう・そら・たいよう 組） 幼児氏名 保護者氏名		病名・症状名	
		園での薬使用期間 月 日 ~ 月 日	
主治医 小児科・眼科・外科・皮膚科・()科 ()病院・医院 主治医名() 所在地 電話			
くすりについて ① 処方 平成 年 月 日に処方された 日分のうち本日分 ② 保管 室温・冷蔵庫・その他() ③ 薬の剤型 粉・液(シロップ)・外用薬・その他() ④ 薬の内容 抗生物質・咳止め・痛み止め・保湿剤 その他() ⑤ 薬剤情報提供書 あり・なし			薬の名称
使用時間 午前・午後 時 分 又は 給食後・給食前 その他具体的に()		外用薬などの使用法	
こども園記録欄 薬服用(使用)日時:			